

令和7年坂祝町議会  
第1回定例会 議案

令和7年3月5日提出  
加茂郡坂祝町

付議事件

- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和6年度坂祝町一般会計補正予算(第8号))
- 議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について
- 議案第 2 号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法  
律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関  
係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 坂祝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 坂祝町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 坂祝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 議案第 7 号 坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 議案第 9 号 坂祝町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例について
- 議案第 11 号 坂祝町こどもの権利に関する条例の制定について
- 議案第 12 号 坂祝町水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 令和6年度坂祝町一般会計補正予算(第9号)について
- 議案第 14 号 令和6年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 議案第 15 号 令和6年度坂祝町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 16 号 令和7年度坂祝町一般会計予算について
- 議案第 17 号 令和7年度坂祝町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 18 号 令和7年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 19 号 令和7年度坂祝町介護保険特別会計予算について
- 議案第 20 号 令和7年度坂祝町水道事業会計予算について
- 議案第 21 号 令和7年度坂祝町下水道事業会計予算について
- 議案第 22 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 23 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 24 号 町道の路線の認定について
- 同意第 1 号 坂祝町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 2 号 坂祝町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 3 号 坂祝町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること  
について
- 同意第 4 号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて  
(令和6年度坂祝町一般会計補正予算(第8号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

専決処分事項  
(専決第1号)

令和6年度坂祝町一般会計補正予算(第8号)

専決処分日

令和7年1月15日

処 分 理 由

令和6年12月に成立した国の令和6年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分が決定され、低所得世帯支援枠及び推奨事業メニューの活用について、国から可能な限り早い実施を求められており、各事業を執行するための経費等の予算計上にあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると判断し、専決処分するものです。

## 議案第1号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

### 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行により、条ずれが生じたため、それぞれ必要な規定の改正を行うものです。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(案)

(坂祝町監査委員条例の一部改正)

第1条 坂祝町監査委員条例(平成3年条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から5日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から5日以内に監査に着手しなければならない。</p>

(坂祝町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 坂祝町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和50年条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の9第3項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 議案第2号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

### 提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）に伴い、所要の改正を行うものです。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の4 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、町の規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他町の規則で定める者(第18条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により町の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、町の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の4 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、町の規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他町の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により町の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、町の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超え、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定</p>

を超え、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(同条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 (略)

(坂祝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)  
第2条 坂祝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次の

ように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、町の規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

### 議案第3号

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

#### 提案理由

令和6年8月8日付け人事院の勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）に伴い、その規定を準拠してきた本町の職員に関する給与等の関係規定を改正するものです。

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員の給与に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員(<u>次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。</u>)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項の規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として町の規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあっては、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町の規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定</u></p>	<p>(昇給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員(<u>55歳(町の規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で町の規則で定めるもの。次項において同じ。)</u>を超える職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項の規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が、6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして町の規則で定める職員にあっては、3号給)</u>)とすることを標準として町の規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあっては、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町の規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p>

めるもの)を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員  
でその職務の級が7級であるもの  
及び同表以外の各給料表の適用を受  
ける職員でその職務の級がこれに相  
当するものとして規則で定める職員

4～6 (略)

(扶養手当)

第11条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4～6 (略)

(扶養手当)

第11条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第12条 削除

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これらに係る事実の

生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2

キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」いう。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等を利用した通勤距離、自動車等の使用距離等を考慮して町の規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定

勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等を利用した通勤距離、自動車等の使用距離等を考慮して町の規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及

める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で町の規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして町の規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で町の規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして町の規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が町の規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、町の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1か月当たりの特別料金

(2) (略)

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして町の規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して町の規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町の規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が

等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

4 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国、県若しくは町の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち町の規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして町の規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が町の規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して町の規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町の規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 第10条第1項の規定に基づく町の規則で指定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第10条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 第10条第1項の規定に基づく町の規則で指定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第10条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 第1項に規定する場合同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条の2 (略)

2 第5条第3項及び第4項、第6条並びに第10条の2から第11条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第23条 管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、町の規則で定める。

(1) 第1項に規定する場合同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条の2 (略)

2 第5条第3項及び第4項、第6条並びに第10条の2から第12条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第23条 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、町の規則で定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用 <sub>1</sub>		円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300

短時間勤務職員以外の職員	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600

45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				

88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					
112		304,900					
113		305,100					
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において坂祝町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準じるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準じるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当に関する経過措置)

第5条 改正後給与条例第16条第4項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(その他の経過措置の規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第2条関係)

行政職給与表の適用を受ける職員

旧号級	新 号 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1

10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37

54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				

98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

## 議案第4号

### 坂祝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

### 提 案 理 由

令和6年8月8日付け人事院の勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）に伴い、その規定を準拠してきた坂祝町職員の給与に関する条例（昭和39年条例第1号）を改正するため、企業職員の給与等の規定について全部を改正するものです。

## 坂祝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（案）

坂祝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和55年条例第9号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、坂祝町職員の給与に関する条例（昭和39年条例第1号。以下「給与条例」という。）の例による。

2 前項に定めるもののほか、職員の給与の支給方法は、給与条例の例による。

(給与の基準)

第3条 職員の給与の額は、給与条例の例による。

(会計年度任用企業職員の給与)

第4条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、坂祝町会計年度任用職員の例による。

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第17号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第5号

### 坂祝町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員の旅費に関する条例の一部を改正するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

### 提 案 理 由

国家公務員の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）が令和6年5月15日に公布され、改正内容のうち、一部規定が国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に委任されたため、その規定を準拠してきた本町の職員に関する旅費等の関係規定を改正するものです。

坂祝町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員の旅費に関する条例(昭和36年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時在勤公署を離れて旅行する<u>場合又は町長若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)</u>が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) 内国旅行、本邦(九州、北海道、四国、九州及びこれに附属する島の存する領域をいう。<u>次号及び次条第2項において同じ。)</u>における旅行をいう。</p> <p>(4) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下この号及び次条第2項において同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその<u>家族又は遺族</u>が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 家族 <u>内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時在勤公署を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) 内国旅行、本邦(九州、北海道、四国、九州及びこれに附属する島の存する領域をいう。<u>以下同じ。)</u>における旅行をいう。</p> <p>(4) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその<u>扶養親族又は遺族</u>が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) <u>扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>、<u>子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</u></p>

員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第2項において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「政令」という。)で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、町と旅行役務提供契約(旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の政令で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

2 (略)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2～4 (略)

で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を1にしていた他の親族をいう。

2 (略)

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全区域)をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤公署から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2～4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該家族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は前項の規定による旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で町の規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 (略)

7 前各項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、旅行命令権者又は旅行依頼を行う者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2・3 (略)

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は前項の規定による旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で町の規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 (略)

(旅行命令等)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2・3 (略)

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを旅行者に提示しなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項を記載又は記録をしなければならない。

6 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊手当及び宿泊費とする。

2～4 (略)

5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、実費額により支給する。

6 宿泊手当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして条例で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2～4 (略)

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行又は航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情

旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

#### 第8条 削除

#### 第9条 削除

#### 第10条 削除

により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅行計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 1日の旅行において日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到達するまでの分及びそれ以後の分に区分し

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料(電磁的記録で作成されているものを含む。以下同じ。)を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下この条並びに第23条第1項及び第2項において「支出命令権者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 (略)

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類資料の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、町の規則で定める。

(証人等の旅費)

第11条の2 第3条第4項の規定により証人等に支給する旅費は、他の法令又は条例に別段の定めがある場合を

て計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令権者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2～4 (略)

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、町の規則で定める。

(証人等の旅費)

第11条の2 第3条第4項の規定により証人等に支給する旅費は、他の法令又は条例に別段の定めがある場合を

除くほか、次の各号に掲げる者に対し、次の各号の一に該当する場合は、2級以下の職務にある者の例により旅行命令権者が町長と協議して定める旅費とする。

(1)・(2) (略)

(3) 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会に参加した者

(4) 法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、議会又は委員会の要求に応じ出頭した参考人

(5)～(9) (略)

2 (略)

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、政令の規定に準じた実費額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当の額は、別表の定額による。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、岐阜県内の旅行、岐阜県外の旅行で片道100キロメートル未満の旅行その他公用車等を利用した旅行の

除くほか、次の各号に掲げる者に対し、次の各号の一に該当する場合は、2級以下の職務にある者の例により旅行命令権者が町長と協議して定める旅費とする。

(1)・(2) (略)

(3) 法第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会に参加した者

(4) 法第115条の2第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、議会又は委員会の要求に応じ出頭した参考人

(5)～(9) (略)

2 (略)

(車賃)

第14条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第15条 日当の額は、別表の定額による。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、岐阜県内の旅行、岐阜県外の旅行で片道100キロメートル未満の旅行その他公用車等を利用した旅行の

場合には、宿泊手当は支給しない。

(宿泊費)

第16条 宿泊費の額は、宿泊先の区分の応じた別表の定額による。

2 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り支給する。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る交通費(鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費)の額及び当該宿泊に係る宿泊費の合計額とする。

(在勤地内旅行の旅費)

第19条 在勤地内における旅行について、次に該当する場合において、当該次に規定する額の旅費又は当該旅費を基準として定めた日額旅費に限り、支給する。

(1) 旅行が行程8キロメートル以上又は引き続き5時間以上にわたる場合には、別表の宿泊手当の2分の1以内において町の規則で定める額の旅費

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が国以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えるこ

場合には、日当は支給しない。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、宿泊先の区分の応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第17条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(在勤地内旅行の旅費)

第19条 在勤地内における旅行について、次に該当する場合において、当該次に規定する額の旅費又は当該旅費を基準として定めた日額旅費に限り、支給する。

(1) 旅行が行程8キロメートル以上又は引き続き5時間以上にわたる場合には、別表の日当定額の2分の1以内において町の規則で定める額の日当

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、

ととなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の返納)

第23条 支出命令権者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、町の規則で定める。

(委任)

第24条 (略)

別表(第15条～第17条、第19条関係)

【別記1 参照】

備考 表中については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定の例による。

その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(委任)

第23条 (略)

別表(第15条～第17条、第19条関係)

【別記1 参照】

備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方の区分については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例による。

【別記1】

改正後

区分	宿泊手当(1日につき)	宿泊費(1夜につき)
町長等	定額	実費(上限有り)
7級以下の職務にある者		実費(上限有り)

改正前

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
		甲地方	乙地方	
町長等	2,600円	13,000円	11,800円	2,600円
7級以下4級以上の職務にある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
3級以下の職務にある者	1,700円	8,700円	7,800円	1,700円

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (経過措置)

第2条 改正後の坂保町職員の旅費に関する条例（以下この条において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に「新条例」第2条第2号に規定する旅行命令権者が「新条例」第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の坂保町職員の旅費に関する条例（以下この項及び第三項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に「旧条例」第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に「新条例」第2条第2号に規定する旅行命令権者が「新条例」第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、「新条例」の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 「新条例」第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合、死亡した場合又は外務公務員法（昭和27年法律第41号）第23条の規定により休暇帰国を許された場合について適用し、施行日前に退職等となった場合、死亡した場合又は同法の定めるところにより休暇帰国を許された場合については、なお従前の例による。

3 「新条例」第3条第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用

し、「旧条例」第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

- 4 「新条例」第23条の規定は、「新条例」又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

## 議案第6号

坂祝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員定数条例の一部を改正するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

### 提案理由

消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点に伴い、消防団員退職報償金の区分に新たに「35年以上」の区分を追加する消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日に施行されるため、所要の改正をするものです。

坂祝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係) 退職報償金支給額表 【別記1 参照】 備考 勤務年数に端数月が生じた場合は、これを切り捨てる。	別表(第2条関係) 退職報償金支給額表 【別記1 参照】 備考 勤務年数に端数月が生じた場合は、これを切り捨てる。

【別記1】

改正後

勤務年数	階級					
	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年以上	239	229	219	214	204	200
6年以上	260	249	238	231	219	213
7年以上	281	269	258	249	235	226
8年以上	302	289	278	267	251	238
9年以上	323	309	298	285	267	251
10年以上	344	329	318	303	283	264
11年以上	367	349	337	320	298	278
12年以上	390	369	356	337	313	292
13年以上	413	389	375	354	328	306
14年以上	436	409	394	371	343	320
15年以上	459	429	413	388	358	334
16年以上	486	450	433	406	374	349
17年以上	513	471	453	424	390	364
18年以上	540	492	473	442	406	379
19年以上	567	513	493	460	422	394
20年以上	594	534	513	478	438	409
21年以上	631	569	542	507	463	431
22年以上	668	604	571	536	488	453
23年以上	705	639	600	565	513	475
24年以上	742	674	629	594	538	497
25年以上	779	709	659	624	564	519
26年以上	819	749	697	661	598	553
27年以上	859	789	735	698	632	587
28年以上	899	829	773	735	666	621
29年以上	939	869	811	772	700	655

30年以上	979	909	849	809	734	689
35年以上	1,079	1,009	949	909	834	789

改正前

勤務年数	階級					
	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年以上	239	229	219	214	204	200
6年以上	260	249	238	231	219	213
7年以上	281	269	258	249	235	226
8年以上	302	289	278	267	251	238
9年以上	323	309	298	285	267	251
10年以上	344	329	318	303	283	264
11年以上	367	349	337	320	298	278
12年以上	390	369	356	337	313	292
13年以上	413	389	375	354	328	306
14年以上	436	409	394	371	343	320
15年以上	459	429	413	388	358	334
16年以上	486	450	433	406	374	349
17年以上	513	471	453	424	390	364
18年以上	540	492	473	442	406	379
19年以上	567	513	493	460	422	394
20年以上	594	534	513	478	438	409
21年以上	631	569	542	507	463	431
22年以上	668	604	571	536	488	453
23年以上	705	639	600	565	513	475
24年以上	742	674	629	594	538	497
25年以上	779	709	659	624	564	519
26年以上	819	749	697	661	598	553
27年以上	859	789	735	698	632	587
28年以上	899	829	773	735	666	621
29年以上	939	869	811	772	700	655
30年以上	979	909	849	809	734	689

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の坂祝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

## 議案第7号

### 坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

#### 提 案 理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）及び第11条第3項の扶養手当支給額の改定に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）で定める非常勤消防団員等及び扶養に係る補償基礎額の加算額に係る補償基礎額について、所要の改正を行うものです。

坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町消防団員等公務災害補償条例（昭和45年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>

<p>得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>
---	--

【別記1】

改正後

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

改正前

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の坂祝町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた坂祝町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第8号

坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第1項の規定により、坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提案理由

給食センター運営委員会委員の報酬額について、有識者を非常勤の特別職職員とする他の委員会の報酬額と均衡を図るため改正するものです。

坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条、第4条関係) 【別記1 参照】	別表(第2条、第4条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

固定資産評価審査委員会委員	日額 8,000円
(略)	半日額 4,000円
上下水道事業経営審議会委員	
給食センター運営委員会委員	

改正前

固定資産評価審査委員会委員	日額 8,000円
(略)	半日額 4,000円
上下水道事業経営審議会委員	
給食センター運営委員会委員	日額2,000円の範囲 内で町長が定める額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第9号

坂祝町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

### 提 案 理 由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和6年6月19日に公布され、栄養士法の改正に伴う管理栄養士試験の受験資格の見直しにより栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になったことから、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について改正するものです。

坂祝町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 (略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第10号

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町家庭的  
保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとす  
る。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

### 提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）  
の改正に伴い、坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正するものです。

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第11号

### 坂祝町こどもの権利に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町こどもの権利に関する条例を制定するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

#### 提 案 理 由

児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、当町に関わるすべてのこどもの権利を保障し、社会全体でこどもを支え合う仕組みを推進することにより、こどもが自分らしく幸せに生き、育つことができるまちを実現するため、条例を制定するものです。

## 坂祝町こどもの権利に関する条例（案）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条～第3条）

#### 第2章 こどもにとって大切な権利（第4条～第8条）

#### 第3章 こどもの権利を保障する大人の責務（第9条～第13条）

#### 第4章 こどもに関する施策の推進（第14条～第20条）

#### 第5章 雑則（第21条）

#### 附則

こどもは、生まれながらにして一人ひとりがかげがえのない存在です。

こどもは、生まれたときから学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれています。

こどもは、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

こどもは、こどもの持つ権利が保障される中で、その権利を正しく学び、自分の意思を自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。

こどもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の者を大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身につけることができます。

こどもは、こうした経験を通して規範意識を育み、社会の一員として、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

すべてのこどもが、その持てる力を発揮し、次代を担う存在になっていくことがすべての町民の願いであり、このため、すべての大人は、こどもの成長する力を認め、こどもと向き合いながらこどもの意思を誠実に受け止め、こどもの未来の視点に立つとともに考え、こどもの育ちを支えていく責任があります。

また、大人は互いに連携し、それぞれの役割を認識し、こどもが健やかに育つための環境を整えるとともに、大人はこどもの模範であることを自覚し、行動し、こどもから信頼される存在にならなければなりません。

こうした考えのもと、私たちは、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、こどもにとって大切な権利を保障し、こどもの最善の利益を考慮しながらこどもの健やかな育ちを支援し、未来をつくるこどものしあわせなまちの実現を図るため、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、こどもにとって大切な権利を明らかにするとともに、こどもを取り巻くすべての人及び団体の責務等を定めることにより、こどもの権利を保障し、こどもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とします。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) こども 町民をはじめとする町に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることがふさわしい者をいいます。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める里親その他親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他こどもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (4) 地域住民等 地域の住民及び団体をいいます。
- (5) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人、法人その他の団体をいいます。

（責務）

第3条 保護者、育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）、「地域住民等」、事業者並びに町は、こどもにとって最善の利益を考慮し、こどもの権利の保障に努めるとともに、互いに協力してこどもの育ちを支え合わなければなりません。

## 第2章 こどもにとって大切な権利

（こどもにとって大切な権利）

第4条 この章に定める権利は、こどもが健やかに育つために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- 2 こどもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚するとともに、自分の権利が尊重されることと同様に他の者の権利を尊重しなければなりません。

（安心して生きる権利）

第5条 こどもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、安全な環境のもとで暮らせること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮されるとともに、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる虐待、暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。

（自分らしく生きる権利）

第6条 こどもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (3) 自分の考えを持ち、表現することができること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。

（豊かに育つ権利）

第7条 こどもは、様々な経験を通して豊かに育つため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、及び休息することにより、のびのびと育つこと。
- (2) 様々な自然、文化、芸術、スポーツ等に触れ親しむこと。
- (3) 成長に必要な情報の提供が受けられること。
- (4) 年齢及び発達に応じて、適切な支援、助言等が受けられること。

(主体的に参加する権利)

第8条 こどもは、自分にかかわることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 表明した意見が、年齢及び発達に応じて、その真意をくまれ、適切な配慮がなされること。
- (3) 参加に必要な情報の提供その他必要な支援が受けられること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集い、社会に参加すること。

### 第3章 こどもの権利を保障する大人の責務

(保護者の責務)

第9条 保護者は、こどもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、その養育するこどもの年齢及び発達に応じた適切な指導、助言等の支援を行わなければなりません。

- 2 保護者は、こどもの気持ちを受け止め、それに応えていくとともに、こどもと十分に話し合わなければなりません。
- 3 保護者は、その養育するこどもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

(育ち・学ぶ施設の役割)

第10条 施設関係者は、育ち・学ぶ施設がこどもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な役割を果たすことを認識し、こどもの年齢及び発達に応じ、こどもが主体的に育ち、学ぶことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、虐待、体罰及びいじめ等からこどもを守るため、関係機関と連携し、その防止、相談、救済及び回復に努めなければなりません。
- 3 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者は、その職員に対し、研修の機会を設けるなど必要な支援に努めなければなりません。

(地域住民等の役割)

第11条 地域住民等は、こどもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中で育まれることを認識し、こどもの健やかな育ちを支援するよう努めなければなりません。

- 2 地域住民等は、あらゆる虐待、暴力及び犯罪からこどもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。
- 3 地域住民等は、こどもが地域社会の一員であることを認識し、こどもの年齢及び発達に応じ、地域活動に主体的に参画できるよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

第12条 事業者は、その事業活動を行う中で、こどもの健やかな育ちを支援するため、こどもの社会的自立に向けた就労支援、キャリア教育等に配慮するよう努めなければなりません。

- 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、こどもを養育する従業員が仕事と子育てを両立することができるよう、職場の環境づくりに努めなければなりません。
- 3 事業者は、仕事と子育てを両立できる働き方に関して、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対して、こども及びこどもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければなりません。

(町の責務)

第13条 町は、こどもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、こどもに関する施策を実施しなければなりません。

2 町は、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割等を果たすことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

3 町は、こどもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません。

#### 第4章 こどもに関する施策の推進 (施策の推進)

第14条 町は、こどもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、こどもに関する施策を推進しなければなりません。

- (1) こどもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 福祉、保健、教育その他の分野において、連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者との連携を通して、一人ひとりのこどもを支援するものであること。

#### (こどもの育ちの支援)

第15条 町は、こどもの健やかな育ちを支援するため、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。

- (1) こどもが安全に安心して過ごすことができるための環境づくり
- (2) こどもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
- (3) こどもが社会とのかかわりの中で、他の者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

#### (子育て家庭の支援)

第16条 町は、保護者がこどもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことによりこどもが安心して生活することができるよう、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行います。

#### (こどもの参画の促進)

第17条 町は、町政について、主体的にこどもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者は、施設の行事、運営等について、主体的にこどもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 地域住民等及び事業者は、地域の文化、スポーツ活動等行事の運営等について、主体的にこどもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

#### (こどもの権利の普及)

第18条 町は、こどもの権利に関する町民の理解を深め、関心を高めるための広報活動を行います。

2 町は、家庭、育ち・学ぶ施設、地域等において、こどもの権利に関する教育、学習等が行われるよう、必要な支援に努めるものとします。

#### (虐待、体罰、いじめ等からの救済等)

第19条 町は、関係機関と連携し、こどもの虐待、体罰、いじめ等の防止、相談、救済及び回復のために必要な措置を講じなければなりません。

(調査研究)

第20条 町は、こどもの権利の保障及びこどもに関する施策の推進に関し、必要に応じて、調査及び研究を行います。

第5章 雑則

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長その他の執行機関が定めます。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号

坂祝町水道法施行条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町水道法施行条例の一部を改正するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提 案 理 由

水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第102号）に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められることにより、所要の改正を行うものです。

坂祝町水道法施行条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町水道法施行条例（平成24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校<u>(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。<u>次号において同じ。)</u>、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(4) <u>短期大学等において機械科若し</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

くは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上

道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(9) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門

に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者

職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。))を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。))を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した

<p>得した後、それぞれ当該各号の卒業 者ごとに規定する最低経験年数以上 水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 技術士法第4条第1項の規定に よる第2次試験のうち上下水道部門 に合格した者(選択科目として上水 道及び工業用水道を選択した者に限 る。)であって、1年以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有 するもの</u></p> <p><u>(7) 建設業法施行令第34条第1項 及び第2項の規定による土木施工管 理に係る1級の技術検定に合格した 者であって、3年以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有す るもの</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>後、それぞれ当該各号の卒業者ごと に規定する最低経験年数以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験 を有する者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
---	---

附 則  
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

令和6年度坂祝町一般会計補正予算（第9号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度坂祝町一般会計補正予算（第9号）を提出するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第14号

令和6年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を提出するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第15号

令和6年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第3号）を提出するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第16号

令和7年度坂祝町一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度坂祝町一般会計予算を提出するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第17号

令和7年度坂祝町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度坂祝町国民健康保険特別会計予算を提出するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第18号

令和7年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算を提出するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第19号

令和7年度坂祝町介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度坂祝町介護保険特別会計予算を提出するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第20号

令和7年度坂祝町水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和7年度坂祝町水道事業会計予算を提出するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第 21 号

令和 7 年度坂祝町下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 7 年度坂祝町下水道事業会計予算を提出するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

## 議案第22号

### 工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂祝町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

### 記

1. 契約の目的 河改第6-1号  
西谷川河川改修工事（2工区）
2. 工 期 令和6年9月17日から  
令和7年3月21日まで
3. 契約金額 当初 51,040,000円  
第1回変更 56,724,800円  
増減額 5,684,800円増
4. 契約の相手方 株式会社栗山組  
加茂郡坂祝町酒倉2008番地

## 議案第23号

### 工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂祝町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

#### 記

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 1. 契約の目的  | 河改第6-3号<br>西谷川流域調整池設置工事   |
| 2. 契約金額   | 142,450,000円              |
| 3. 工 期    | 契約の日から令和8年3月27日まで         |
| 4. 契約の相手方 | 株式会社栗山組<br>加茂郡坂祝町酒倉2008番地 |
| 5. 契約の方法  | 一般競争入札（事後審査型条件付き）         |

議案第24号

町道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を経て次の路線を認定するものとする。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

整理番号	路線名	起点・終点	重要な経過地
14	黒岩～勝山線	加茂郡坂祝町黒岩字林前1519番5地先から	
		加茂郡坂祝町勝山字青木469番1地先まで	

同意第1号

坂祝町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

記

住 所 美濃加茂市

氏 名 わたなべ ひでや  
渡辺 英哉

任 期 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

同意第2号

坂祝町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、坂祝町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

記

住 所 加茂郡坂祝町酒倉

氏 名 もりた やすお  
森田 安夫

任 期 令和7年5月12日から令和11年5月11日まで

同意第3号

坂祝町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、坂祝町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

記

住 所 加茂郡坂祝町深萱

氏 名 よこまく 横幕 だいすけ 大典

任 期 令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

同意第4号

人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月5日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

記

住 所 加茂郡坂祝町取組

氏 名 たけやま  
武山 ひとみ

任 期 令和7年7月1日から令和10年6月30日まで